



私たち一人ひとりの行動が、  
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県



神奈川県

令和5年1月31日  
記者発表資料

# 横浜銀行が「〈はまぎん〉脱炭素私募債～森と水源を守る～」の取扱いを開始します！

企業がその顧客である多くの地域企業に SDGs への理解を促進し、森と水源を守り、地球温暖化の緩和などに効果のある水源林整備を後押しすることが、SDGs 達成に繋がる脱炭素社会実現への取組として大変効果的です。

このたび、本県と SDGs 推進協定を締結している株式会社横浜銀行が「〈はまぎん〉脱炭素私募債～森と水源を守る～」の取扱いを開始します。

## 1 「〈はまぎん〉脱炭素私募債～森と水源を守る～」の概要

横浜銀行は、金融サービスを通じた地域社会の課題解決に向けた取り組みの一環として、令和5年1月31日(火)から「〈はまぎん〉脱炭素私募債～森と水源を守る～」(以下「本私募債」という。)の取扱いを開始します。本私募債の発行金額の0.1%相当額が神奈川県の「水源林整備費指定寄附金」に寄附されます。

## 2 本県と横浜銀行とのこれまでの連携について

県と横浜銀行は、これまで、「SDGs推進に係る連携と協力に関する協定」に基づき、SDGs私募債の発行やフレンズローン・ネクストなどを連携して進めてきました。また、横浜銀行には、本県が取り組む「かながわ森林再生 50 年構想」に御賛同いただき、「森林再生パートナー」として取組への御支援・御協力をいただいています。今後もSDGsの達成に向けて、CO<sub>2</sub>排出削減や水源環境の保全などについて、連携して取り組んでまいります。

### 水源林整備費指定寄附金について

水源かん養機能や土壌の流出防止など、森林の公益的機能を高める水源の森林づくり事業を行うための大切な財源となる寄附金です。

(添付資料)

資料 横浜銀行ニュースリリース「〈はまぎん〉脱炭素私募債～森と水源を守る～」の取扱開始について

《SDGsの推進について》

県では、持続可能な社会の実現に向け、水源環境の保全・再生を推進しています。



## 問合せ先

---

【水源林整備費指定寄附金に関すること】

神奈川県環境農政局水源環境保全課

課長 井出 電話 045-210-4350

水源事業グループ 武田 電話 045-285-0336

【県の SDGs 推進に関すること】

神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室

SDGs 推進担当課長 湊 電話 045-285-1052

SDGs 連携グループ 長谷川 電話 045-285-0909

【本取組に関すること】

株式会社横浜銀行 総合企画部 コーポレートコミュニケーション推進室 電話 045-225-1141

2023年1月31日

**「くはまぎん」脱炭素私募債～森と水源を守る～の取扱開始について**

コンコルディア・フィナンシャルグループの横浜銀行（代表取締役頭取 片岡 達也）は、金融サービスを通じた地域社会の課題解決に向けた取り組みの一環として、「くはまぎん」脱炭素私募債～森と水源を守る～（以下「本私募債」）の取り扱いを開始しましたので、お知らせします。

本私募債は、お客さまによる私募債（※1）の発行を記念して、横浜銀行が発行金額の0.1%相当額を神奈川県「水源林整備費指定寄附金」（※2）に寄付する商品です。当行は本私募債を通じて多くの地域企業にSDGs達成や脱炭素社会の実現に向けた取り組みへの賛同を募るとともに、寄付金を通して県による水源林整備の取り組みを促進し、「はまぎんの森」（※3）を含めた豊かな森林と水源環境の保全に努めていきます。

神奈川県と横浜銀行は、2018年12月に「SDGs推進に係る連携と協力に関する協定」を締結し、地域経済を担う県内中小企業への経営アドバイス・情報提供や神奈川県との協働施策を進めており、本私募債は、この取り組みの一環です。

横浜銀行は今後も、お客さまの多様な資金調達ニーズに応えるとともに、地域社会の課題解決に向けた取り組みに貢献していきます。

- （※1） 私募債は、少数の投資家が直接引き受ける社債のことで、上場企業から非上場企業まで幅広く利用されている企業の資金調達方法の一つです。
- （※2） 水源かん養機能や土壌の流出防止など、森林の公益的機能を高める水源の森林づくり事業をおこなうための大切な財源となる寄付金です。
- （※3） 神奈川県の森林の豊かな恵みを次世代に引き継ぐ「かながわ森林再生50年構想」に賛同し、森林の再生に取り組む企業・団体である「森林再生パートナー」になることで、丹沢湖のほとりにある県所有の森林のネーミングライツを取得して「はまぎんの森」と名づけています。

**【本私募債の概要】**

取扱総額	200億円（取扱総額に達した場合は、その時点で終了となります）
取扱期間	2028年3月31日（金）引受分まで（2023年3月29日（金）以降1年ごとに継続可否を判断します）
発行額	5千万円以上1千万円単位（ただし、5億円以上は1億円単位）
寄付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さまによる私募債発行金額の0.1%に相当する金額を神奈川県による「水源林整備費指定寄附金」に寄付します。</li> <li>・横浜銀行からの寄付であり、お客さまの寄付金控除対象などには該当しません。</li> </ul>

※本商品のご利用にあたっては、当行所定の審査があります。

※本商品についての詳細は、当行各支店へお問い合わせください。

以上

本件に関する照会先（報道関係）

横浜銀行 総合企画部 コーポレートコミュニケーション推進室 TEL：045-225-1141